

風しんの抗体検査及び定期予防接種（第5期）の実施について

1 経緯

国は、風しんの発生状況等を踏まえ、感染拡大防止のため「風しんの追加的対策」を昨年12月に取りまとめた。これに基づき、本年2月1日に予防接種法施行令の一部を改正し、令和4年3月31日までの間に限り、特に風しん抗体保有率が低い世代の男性を定期予防接種（第5期）の対象者として追加した。

これを受け、当区においても風しんの抗体検査及び定期予防接種（第5期）を実施する。

2 対象者

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性

3 実施期間

令和元年6月1日から令和4年3月31日まで

4 抗体検査・予防接種の実施場所、自己負担

全国の委託医療機関、抗体検査・定期予防接種は無料で受けられる

5 実施方法

ワクチンの効率的な活用のため、まずは対象者に風しんの抗体検査を受けていただき、抗体価の低い方に予防接種を実施する。

- (1) 区は、対象者にクーポン券と抗体検査受診票を送付する。
- (2) 対象者はクーポン券等と本人確認書類を持参し、全国の委託医療機関において風しん抗体検査を受ける。
- (3) 抗体検査の結果、抗体価が不十分な場合はMRワクチン（麻しん・風しん混合ワクチン）を接種する。

※ 今年度は5月下旬に、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性にクーポン券等を送付し、その他の対象者については令和2年3月下旬に送付する予定である。

6 周知方法

対象者へ個別通知、区ホームページ、区報（5月25日号）、チラシ等

以 上